

1.利用料金

(1) 基本料金（利用者負担金一割の場合）

《訪問介護費》(要介護1 ～ 要介護5に該当されている方)

①身体介護

サービスに 要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごと)
利用料金	163 円	244円	387円	567円	82円

②生活援助

サービスに要する時間	20分未満	20分以上45分未満	45分以上
利用料金		179円	222円

(原則として利用者負担割合に応じた金額をお支払いただきます)

、《総合事業における訪問介護費》（介護予防・日常生活支援総合事業に該当される方）

総合事業における訪問介護サービス

	訪問型サービス(Ⅰ) 週1回程度の利用が 必要な場合	訪問型サービス(Ⅱ) 週2回程度の利用が 必要な場合	訪問型サービス(Ⅲ) 週2回を超える利用 が必要な場合
利用者負担(1割)	1, 176円	2, 349円	3, 727円

(原則として利用者負担割合に応じた金額をお支払いいただきます)

③介護費利用加算

* 初回加算・・・サービス提供責任者が初回サービスまたは同行した場合 200単位／月

* 緊急時訪問介護加算・・・緊急時に要請を頂いた訪問介護サービス(身体のみ)
100単位／月

* 介護職員処遇改善加算 …… 加算Ⅱロ － 26.6%

* 口腔連携強化加算 …… 50単位／月

* 生活機能向上連携加算(Ⅰ) …… 100単位／月

* 生活機能向上連携加算(Ⅱ) …… 200単位／月

* 高齢者虐待防止措置未実地減算 …… 所定単位数の1.0%を減算

上記サービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、個別サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいた介護給付費体系により、計算されます。

2) 平常の時間帯(午前8時30分から午後5時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲以内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後6時から午後7時まで) : 25%
- ・早朝(午前7時から午前8時まで) : 25%

3) 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金を頂きます。

4) 利用者が、まだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。サービス提供証明書を発行いたしますので、介護認定を受けた後お住いの市町村窓口に手続きをして頂くと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。

2、交通費

通常の実施区域を越えて行うサービスに要した交通費は、実費で頂きます。

- ・事業所の実施区域を越える地点から、片道20キロメートル未満 500円＋税
- ・事業所の実施区域を越える地点から、片道20キロメートル以上 800円＋税

3、お支払方法

毎月10日過ぎに前月分ご請求を致しますので、月末までにお支払い下さい。お支払い頂きましたら領収証を発行いたします。

お支払方法は、現金、銀行振込み、口座引き落としの方法があります。利用申し込み時にお選びください。